

## V 資料編

### 1 計画見直し経過

年月日	内容
2023（令和5）年度	
2023（令和5）年 11月13日～12月12日	図書情報館施設利用者満足度アンケート実施
2024（令和6）年 3月14日	2023（令和5）年度第3回安城市図書館協議会
2024（令和6）年度	
2024（令和6）年 6月21日～6月28日	eモニターアンケート実施 「市の図書サービスについて」
2024（令和6）年 6月30日・7月7日	「あなたのアイデアください！未来の図書情報館 ワークショップ」
2024（令和6）年 7月22日	2024（令和6）年度第1回安城市図書館協議会 ・計画案について
2024（令和6）年 8月4日	第1回「安城市図書館運営基本計画」作業部会 ・計画案について
2024（令和6）年 8月23日	第1回「安城市図書館運営基本計画」関係課長会 ・計画案について
2024（令和6）年 9月13日	2024（令和6）年度第2回安城市図書館協議会 ・計画案について
2024（令和6）年 10月4日	第2回「安城市図書館運営基本計画」作業部会 ・計画のパブリックコメント案について
2024（令和6）年 11月1日	2024（令和6）年度第3回安城市図書館協議会 ・計画のパブリックコメント案について
2024（令和6）年 11月14日	2024（令和6）年度第8回教育委員会定例会 ・計画の中間見直しについて
2024（令和6）年 12月11日	市民文教部会 ・計画の中間見直しについて
2024（令和6）年 12月16日～2025 （令和7）年1月14日	パブリックコメント実施
2025（令和7）年 2月13日	2024（令和6）年度第11回教育委員会定例会 ・パブリックコメントの結果について
2025（令和7）年 3月24日	2024（令和6）年度第4回安城市図書館協議会 ・安城市図書館運営基本計画【改訂版】の策定に ついて

## 2 安城市図書館協議会委員名簿

(2023 (令和 5) ~2024 (令和 6) 年度)

役職	氏名	所属等
会長	浮森 和美 (2024 (令和 6) 年度) ※2023 (令和 5) 年度は委員	安城市図書館登録 ボランティアグループ 「おはなしレストラン」会員
	(前)塚原 和江 (2023 (令和 5) 年度)	安城市図書館登録 ボランティアグループ 「おはなしどんどん」会員
副会長	家禰 淳一	愛知大学文学部教授
委員	矢野 裕二	安城市立錦町小学校校長 安城市小中学校長代表 (安城市教育研究会図書館 教育部校長委員)
	加藤 りせ子	安城文化協会副会長
	杉田 加代子 (2024 (令和 6) 年度)	安城市図書館登録 ボランティアグループ 「安城図書館友の会」会員
	熊谷 忠信	公募市民
	神谷 秀樹	公募市民
	宮崎 久美子 (2024 (令和 6) 年度)	公募市民

## 3 市民参画

(1) 図書館施設利用者満足度アンケート

- ①調査項目 利用者について  
施設・職員について  
施設の利用について  
自由意見(その他、お気づきの点)
- ②調査対象 図書館来館者
- ③調査方法 図書館来館者へのアンケート配布・回収
- ④調査期間 2023 (令和 5) 年 11 月 13 日 (月) ~ 12 月 12 日 (火)
- ⑤配布数 900 票
- ⑥回収状況 702 票 回収率 78%

(2) eモニターアンケート

- ①調査項目 過去1か月間の読書について  
過去1年間に利用した市の図書サービスについて  
図書館で利用したことのあるサービスについて  
公民館図書室で利用したことのあるサービスについて

データベースコーナーについて  
安城市デジタルアーカイブについて  
レファレンスサービスについて  
図書館の図書サービスを利用しなかった理由について  
公民館図書室の図書サービスを利用しなかった理由について  
図書館で気に入っているところについて  
公民館図書室で気に入っているところについて  
図書館などで利用したいと思うサービスについて  
図書館オープン以前と比べた生活の変化について  
自由意見

②調査対象 eモニター登録者  
(市内在住または在勤・在学の満18歳以上の人)

③調査方法 eモニター登録者へのメールによる連絡

④調査期間 2024(令和6)年6月21日(金)～6月28日(金)

⑤回答数 590人

### (3) ワークショップ

①イベント名 あなたのアイデアください！未来の図書館ワークショップ

②目的 様々な立場の市民が集まり、ワークショップを通じて出された意見を計画の中間見直しに反映させるため

③テーマ 来なくなる図書館にするために  
子どもたちが図書館で楽しく過ごすために  
より多くの人電子図書館を楽しむために

④対象 一般(中学生以上)の図書館利用者

⑤募集方法 広報あんじょうや図書館ウェブサイトなどで募集

⑥回数 全2回

⑦日時・場所 第1回 2024(令和6)年6月30日(日)

13時30分～15時30分

アンフォーレ本館(図書館)3階健康支援室・講座室

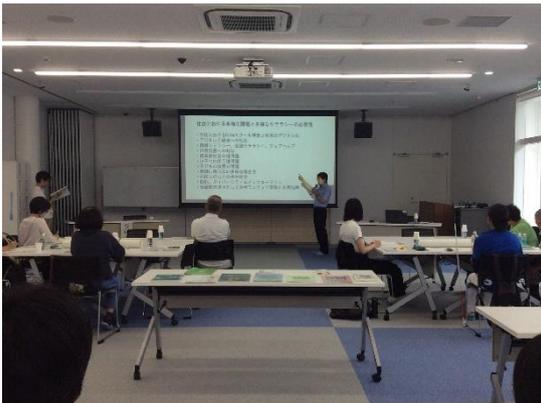
第2回 2024(令和6)年7月7日(日)

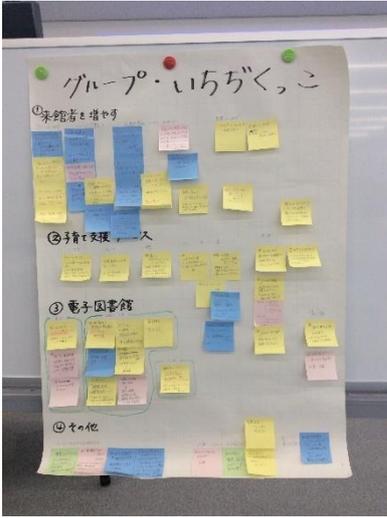
13時30分～16時

アンフォーレ本館(図書館)3階健康支援室・講座室

⑧参加者数 第1回 8人

第2回 9人





#### (4) パブリックコメント

計画案を図書館やウェブサイトなどで公開し、意見を募集しました。

- ①募集期間 2024（令和6）年12月16日（月）～2025（令和7）年1月14日（火）
- ②意見総数 87件

## 4 SDGsと安城市図書館運営基本計画

SDGsの目指す17の目標のうち「4 質の高い教育をみんなに」「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナースhipで目標を達成しよう」が、本計画と特に関連が深い目標となります。

 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>質の高い教育をみんなに</p>	<p>基本方針1 多種多様な資料の収集・整理・保存 基本方針2 きめ細かな図書館サービスの拡充 基本方針3 市民の知的な交流の推進</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>人や国の不平等をなくそう</p>	<p>基本方針1 多種多様な資料の収集・整理・保存 基本方針2 きめ細かな図書館サービスの拡充</p>
 <p>17 パートナースhipで目標を達成しよう</p>	<p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>基本方針2 きめ細かな図書館サービスの拡充 基本方針3 市民の知的な交流の推進</p>

## 5 安城市図書館運営基本計画進捗状況

【2023（令和5）年度末時点】

指標名①	基準値						目標値
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2029年度 (最終年度)
図書年間購入冊数	45,342冊	35,480冊	35,119冊	32,215冊	36,271冊	34,087冊	34,000冊

指標名②	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2029年度 (最終年度)
安城資料(南吉資料含む)の蔵書数	15,500点	16,990点	17,884点	18,448点	19,152点	19,711点	22,000点

指標名③	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2029年度 (最終年度)
市民一人当たりの図書年間貸出冊数 (貸出密度)※団体貸出を含まない	10.66冊	10.55冊	8.44冊	10.35冊	10.03冊	9.94冊	11.50冊
図書館の市民実利用者数	32,942人	32,309人	25,372人	27,803人	28,191人	28,005人	34,000人
電子書籍のべ貸出回数	1,890回	3,427回	8,324回	7,325回	7,535回	10,322回	15,000回

指標名④	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2029年度 (最終年度)
レファレンス協同データベースへの事例登録件数	277件	244件	126件	118件	90件	156件	290件

指標名⑤	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2029年度 (最終年度)
公民館図書室等サービスポイント個人貸出点数	848,819点	850,788点	634,987点	773,069点	746,044点	761,456点	960,000点

指標名⑥	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2029年度 (最終年度)
外国語資料※の蔵書数 ※洋書・児童洋書・洋書絵本の総数	4,693冊	4,907冊	5,232冊	5,645冊	5,827冊	6,103冊	7,000冊

指標名⑦	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2029年度 (最終年度)
図書情報館の入館者数	784,302人	759,416人	400,489人	498,869人	521,237人	600,996人	790,000人

指標名⑧	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2029年度 (最終年度)
全体研修の実施回数	11回	11回	11回	12回	12回	11回	11回

## 6 安城市図書館資料収集方針

### 第1条 基本方針

- 1 図書館が安城市民の生涯学習の基盤施設であることを考慮して、市民の調査研究及び文化、教養、暮らし、レクリエーションに必要な資料を多様なレベルで幅広く収集する。
- 2 収集にあたっては、現在の利用者の要求だけでなく、潜在的な要求、将来想定される要求も考慮し収集する。

### 第2条 収集する資料の種類

- 1 図書
- 2 逐次刊行物
- 3 地域資料
- 4 視聴覚資料
- 5 電子資料

### 第3条 収集の基準

- 1 各分野の基本的な資料を収集する。
- 2 各分野の最新の動向・情勢についての資料を積極的に収集する。
- 3 市民の暮らしや学習、仕事、さまざまな活動に役立つ資料を積極的に収集する。
- 4 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を公平に収集する。
- 5 安城についての地域資料は、後世に残すことを視野に入れ、網羅的に収集する。
- 6 大量に出版されている類似的な資料については、選別して収集する。
- 7 下記の資料は原則として収集しない。
  - (1) 暴力、犯罪、残虐性を助長したり、人権への配慮に欠けたりする資料、及び性的表現が過激な資料、または、あまりに低俗な資料
  - (2) 形態、装丁が特殊な資料
  - (3) 学習参考書、資格試験等問題集
  - (4) 切取り、書込みが前提の資料
  - (5) DVD、CD-ROM付き図書
  - (6) ダウンロード式の付録及び付録等へアクセスするためのURL付き図書

### 第4条 留意事項

- 1 「図書館の自由に関する宣言」を尊重し、資料を収集する。
- 2 寄贈資料についても同様の取り扱いをする。
- 3 公民館図書室等にも配本することを考慮し、必要なものは複本を揃える。
- 4 欠本が生じた場合は速やかに補充する。
- 5 貸出実態調査等の客観的データを参考にし、思い込みや固定観念で収集しない。
- 6 選書担当者の個人的な関心や好みによって収集しない。
- 7 資料種別、主題別の具体的な収集基準は別途定める。
- 8 複本図書の追加は、予約待ち人数10人毎に冊とし、1タイトルの上限を10冊とする。ただし、地域資料、児童書および寄贈資料についてはこの限りではない。

附 則

この方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

## 7 安城市図書館除籍基準

(目的)

第1条 この基準は安城市図書館が所蔵する資料の除籍に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 事象や時代の変化により資料的価値が著しく低下した資料を除籍することにより、利用者の利便性と書架の有効利用を図り、常に質の高い新鮮な蔵書構成の維持に努める。

2 長期間にわたり所在が確認できない資料を除籍することにより、現存する資料の正確な把握とともに、必要な資料の補充を行い、適切な蔵書構成の維持に努める。

3 除籍にあたっては、思想的、宗教的、党派的立場にとらわれ特定の資料を不当に除籍してはならない。

4 市民の要求、利用頻度、資料的価値、品切れ・絶版等の出版状況など多角的に検討し慎重に行う。

(除籍の対象資料)

第3条 除籍の対象資料は次のとおりとする。

(1) 亡失、不明資料

ア 蔵書点検において3回以上不明となった資料

イ 利用者の過失により亡失した資料で、同じ資料での弁償が不可能だった資料

ウ 利用者が不可抗力による事故、災害、盗難等により亡失した資料

エ 天災または不可抗力により亡失した資料

オ 利用者から未返却処理図書点検票が提出され、当該年度の蔵書点検時による調査で発見できなかった資料

(2) 汚損、破損資料

ア 利用者の過失により汚損、破損した資料で、同じ資料での弁償が不可能だった資料

イ 汚損、破損、書き込み等が甚だしく、使用に耐えない資料

ウ 修理、製本によつての補修が困難、または修理製本する必要のない資料

(3) 不要資料

ア 時間の経過により内容が古くなった資料

イ 新版、改訂版または同種資料を購入したため不要となった旧版の資料

ウ 各分野の実用書、入門書、概説書で代替可能な資料がある資料

エ 複本(同一の資料)がある資料

オ 別に定める「雑誌保存期間一覧」により保存期間切れとなった新聞及び雑誌

(4) その他

ア 合冊したため数量が変更された資料

イ 他の図書館、施設等へ移管する資料

ウ 館長が除籍を必要と認めた資料

(除籍対象外資料)

第4条 除籍の対象外資料は次のとおりとする。

- (1) 地域資料、南吉資料(複本を除く)
- (2) 統計、白書、年鑑、新聞縮刷版等の逐次刊行物
- (3) 類書がない、または少ない分野の資料
- (4) 絶版等により入手困難な資料的価値の高い資料
- (5) 愛知県図書館より指定された「ラストワン」資料  
(除籍資料の選定・処分)

第5条 除籍資料の選定及び処分は次のとおりとする。

- (1) 除籍資料の選定及び決定は図書館職員が行う。
- (2) 除籍した一般書は図書館リユース本コーナーに設置し、希望する者へ無料で譲渡する。また、希望する市内の他の施設にて配布する。児童書は市内の保育園、幼稚園、子ども園、学校等へ無料で譲渡する(汚損、破損の激しい資料を除く)。
- (3) 利用者の過失により汚損、破損した資料で、汚損届が利用者から提出され、汚損届を提出した利用者が代本指定通知で指定された資料で弁償し、汚損、破損した資料の受取を希望された場合、その資料を除籍した後、譲渡する。

附 則

この基準は令和元年10月1日から施行する。

附 則

この基準は令和6年8月1日から施行する。

## 8 用語解説

### ・ICT（2ページ）

情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。

### ・ハイブリッド型図書館（2ページ他）

印刷メディアを中心とした伝統的図書館と電子メディアを駆使した図書館が融合した図書館。また、その融合した図書館機能のこと。

### ・レファレンスサービス（3ページ他）

図書館職員が資料や情報を探している利用者を手伝うサービスのこと。例として、図書館資料を用いた情報提供や、情報が有るところへ案内するなどがある。

### ・「新しい生活様式」（4ページ）

2020(令和2)年初頭から国内で流行した新型コロナウイルスの感染拡大を長期的に防ぐために必要とされる、行動変容の規範。感染対策について話し合う政府の専門家会議が同年5月4日に提言した。

### ・電子書籍（8ページ他）

専用の端末や、タブレットやスマートフォンなどの携帯端末、パソコンで読むことのできるデジタル形式で提供される書籍。

### ・SNS（8ページ他）

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networkig Service）の略。インターネットのネットワークを通じて、人と人をつないでコミュニケーションが図れるように設計された登録制サービス。

### ・図書館協議会（10ページ他）

図書館法で設置が規定されている図書館長の諮問機関。本市では条例で「定員10名以内」と規定し、年3～4回開催している。

### ・レフェラルサービス（11ページ他）

図書館職員が、利用者からの情報の要求に対して、その分野の適切な専門家や専門機関に照会して情報を入手し、提供するサービス。また、そうした専門家や専門機関を利用者に紹介するサービスのこと。

### ・サービスポイント（12ページ他）

利用者が図書館サービスを受ける場所のこと。公共図書館活動において用いられることが多く、本館、分館、学校図書館などが含まれる。

・日本十進分類法（NDC）（13ページ他）

NDC（Nippon Decimal Classification）の略。日本の代表的な図書の一般分類表。記号法はデューイ十進分類法を応用し、日本の図書館に適合するように、和洋図書共用を意図して編纂されたもの。

・排架（13ページ他）

図書館資料をその請求記号などの所定の排列順序に基づいて、書架に並べること。「配架」と「排架」の違いについては、「配」は割り当てるという意味があり、「排」は一定の順序で連ねるという意味を持つ。図書館資料は分類順に一定の法則に基づいて並べることから「排架」を用いている。

・地域資料（13ページ他）

その地域で出版・刊行されたものや、その地域の出身者の著作物や地域の人について書かれた資料のこと。地方公共団体や地方議会が作成した資料も含まれる。

・レファレンス協同データベース（13ページ他）

国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築している、調べ物のためのデータベース。レファレンス事例、調べ方マニュアル、特別コレクション及び参加館プロフィールに係るデータを、インターネットを通じて提供している。

・インカム（13ページ）

インターコミュニケーションシステムの略。特定の区域内で双方向の同時通信が可能なシステムのこと。

・IC書架（13ページ）

半導体集積回路（IC=Integrated Circuits）を利用した書架。図書館資料に付いているICタグを認知し、書架のどこに資料があるか所在を明らかにすることができる。

・選書（14ページ他）

図書館が受入れる図書その他資料を選択し、収集すること。現存蔵書の充実度、利用頻度、利用者のニーズなどその図書館の設ける一定の方針・基準によって行われる。

・読書バリアフリー法（16ページ）

正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律で、さまざまな障害のある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指している。

・デジタルアーカイブ（20ページ他）

有形・無形の文化財をデジタル情報として記録し、劣化なく永久保存するとともに、ネットワークなどを用いて提供すること。

・相互貸借（20ページ）

図書館間で協力するサービスの一つで、一つの図書館が他の自治体などの別の図書館からの要求に応じて、資料の貸出やその複写物を提供すること。

・レファレンス・インタビュー（21ページ）

図書館職員が利用者からのレファレンスについて確認し、曖昧な点を明確にし、理解できない点の説明を求めるために行う面接のこと。

・クイックレファレンス（21ページ）

利用者からの資料相談に対して、日頃の知識や手近の参考資料だけで即座に回答できるような簡単な質問のこと。あるいは、その質問に対する回答、回答への過程のこと。

・フロアワーク（22ページ）

カウンター（サービスデスク）以外のサービスフロアで行われる利用者サービスのこと。利用案内、読み聞かせなどが含まれる。

・サピエ図書館（24ページ）

全国のサピエ（視覚障害のある方々に対して点字やデイジーデータをはじめ、暮らしに関する様々な情報を提供している Web サイト）会員施設・団体が制作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース。

・デイジー資料（24ページ）

D A I S Y : Digital Accessible Information System の略。活字による読書が困難な人々のための国際的なデジタル録音資料制作システムによる資料。再生には専用プレイヤーまたは編集ソフトウェアが必要。デイジー資料には「音声デイジー」だけでなく、様々な情報を盛り込んだ「マルチメディアデイジー」もある。

・ユニバーサルデザイン（25ページ）

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が利用しやすい製品やデザインを目指す概念のこと。

・サードプレイス（27ページ）

第一の場所（ファーストプレイス）「家」、第二の場所（セカンドプレイス）「職場や学校」とは異なる、居心地の良い第三の場所のこと。

・ X (旧ツイッター) (28ページ)

SNSの一種。ブログと電子メールの中間的な位置づけのコミュニケーション・ツールで、短文を発信したり、他の人の文を閲覧したりすることができる。

・ 会計年度任用職員 (29ページ)

一会計年度を超えない期間を任期として採用される一般職の地方公務員。

・ ICタグ (30ページ)

小さな無線チップ。商品に貼付し、半導体集積回路(IC=Integrated Circuits)を用いて電波の送受信をすることで商品の識別、管理などを行う。

・ 読書通帳機 (30ページ)

資料の貸出履歴を利用者が自分で読書通帳に記録するシステムのこと。読書通帳とは、個人の借りた資料の履歴を記録する通帳の総称。

・ サイネージ (30ページ)

看板のこと。サイネージ (signage) は記号・標識の意味。ニュース、広告、案内などの映像や文字情報をデジタル表示する装置のことをデジタルサイネージという。

・ インタラクティブ映像システム (30ページ)

設置したプロジェクターから床面に映し出された映像が、その上にいる人の動きに合わせて反応する機器のこと。

〈参考文献〉

1 「ICT」『日本大百科全書(ニッポニカ)』小学館, 2024, <https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .

2 「ハイブリッドライブラリー」『デジタル大辞泉』小学館, 2024, <https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .

3 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編. 図書館情報学用語辞典. 第四版, 2013, p.55, 86, 121, 160, 175, 179, 188, 196, 255, 256.

4 「新しい生活様式」『知恵蔵 mini』朝日新聞出版, 2024, <https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .

5 「電子書籍」『日本大百科全書(ニッポニカ)』小学館, 2024, <https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .

6 「SNS」『日本大百科全書(ニッポニカ)』小学館, 2024, <https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .

7 国立国会図書館. “レファ協とは?” . レファレンス協同データベース. <https://crd.ndl.go.jp/jp/about/usage/index.html>, (参照 2024-12-23).

8 「インターコミュニケーションシステム」『デジタル大辞泉』小学館, 2024, <https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .

9 文部科学省. “「読書バリアフリー法」とは?” . 文部科学省.

- [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_01304.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01304.html),  
(参照 2024-12-23) .
- 10 日本図書館協会編. 図書館用語集. 四訂版, 日本図書館協会, 2013, p.65.
- 11 サピエ事務局. “サピエとは”. サピエ.  
<https://www.sapie.or.jp/sapie.shtml>, (参照 2024-12-23).
- 12 「ユニバーサルデザイン」『日本大百科全書（ニッポニカ）』小学館,  
2024,<https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .
- 13 「サードプレイス」『人事労務用語辞典』アイ・キュー,  
2024,<https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .
- 14 「会計年度任用職員」『デジタル大辞泉』小学館,2024,<https://kotobank.jp/>,  
(参照 2024-12-23) .
- 15 「IC タグ」『デジタル大辞泉』小学館, 2024,<https://kotobank.jp/>, (参照  
2024-12-23) .
- 16 図書館流通センター. “読書通帳機（図書館ツール）”. 株式会社図書館流通  
センター（TRC）.<https://www.trc.co.jp/solution/passbook.html>, (参照  
2024-12-23)
- 17 「デジタル-サイネージ」『デジタル大辞泉』小学館,  
2024,<https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .
- 18 「電子看板」『日本大百科全書（ニッポニカ）』小学館,  
2024,<https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .